

知的財産に関する資格の紹介 (平成19年4月ガイダンス資料)

長岡技術科学大学教務委員会

知的財産に関する資格として以下のようなものがあります。本学で関連する科目も開講されており、自己で積極的に学習して、これらの資格に挑戦することもできます。

(1) 弁理士 (国家資格)

弁理士は、特許にかかわる資格としては、国内で最も権威のある国家資格である。「知的財産権」が声高に叫ばれる今日、注目度もいっそう高まっている。しかし試験は司法試験と並ぶ超難関（合格率は5～6%前後）で、取得には、5年以上の学習期間が必要とされている。技術的創作・工業デザイン・業務上の信用を、特許権、意匠権、商標権等の形で権利化するための「特許庁への出願手続代理」や、それらを取消又は無効とするための「異議申立て手続の代理業務」が仕事の中心である。今後は、「ライセンス契約交渉」や「仲裁手続の代理」等を含む知的財産分野全般に渡るサービスを提供することも期待されている。さらに平成14年度からは弁護士との共同受任による「訴訟代理権」も認められ、裁判に立ちあうことが出来る独立開業職として活躍の場がますます広がっている。

2006年度の最終合格率は6.8%(合格者数635名)

試験：短答式試験：5月中旬～下旬（土・日いずれかの日）

論文式試験：必須科目 6月下旬～7月上旬 選択科目 7月下旬～8月上旬

口述試験：10月（中旬～下旬）

試験科目：

短答式試験：(1)特許法・実用新案法、(2)意匠法、(3)商標法、(4)工業所有権に関する条約、
(5)著作権法・不競法

論文式試験：〔必須科目〕(1)特許法・実用新案法、(2)意匠法、(3)商標法

〔選択科目〕＝工学修士号以上取得者は免除（審査あり）

(1)地球工学、(2)機械工学、(3)物理工学、(4)情報通信工学、(5)応用化学、
(6)バイオテクノロジー、(7)弁理士の業務に関する法律

(いずれか1科目を願書提出時に選択し、選択科目に設定された共通問題と、その選択科目に属する選択問題を1つ試験当日に選択して解答する。)

口述試験：(1)特許法・実用新案法、(2)意匠法、(3)商標法

「弁理士」試験等の情報

- 受験者の多くが働きながらの受験である。受験資格に制限はない。合格者の平均年齢は30代中頃。独学は現実的ではなく、スクールの活用を勧める。平均的には3年～での合格者が多い。
- 仕事内容：様々な権利内容を書面に起こし関係各所に提出する。やっている仕事自体は地味なもの。現在の特許、関係権利の内容はかなり複雑化しており、常に勉強をしていかなければついていけない。その為合格後もそれなりに大変である。
- 収入は基本的には良い。平均的な同年代のサラリーマンよりは多いと思われる。しかし、所属する会社、特許事務所によってさまざま特別な専門知識を必要とする部署の場合は高給のようだ。

- 将来性：これからは弁理士の数も増やすとの見通しだが需要はある。弁理士は現状として足りない。
- 将来的には複雑になっていくであろう特許業務に対して弁理士の存在は重要である。従ってますます必要とされる資格になるだろう。
- 就職について：難関資格ということもあり就職に困る事はないだろうと思われる。
年齢的な問題よりも職歴や専門的知識の方が重要視される様子。これからは特許もより国際的になってくると考えられるので英語は勉強しておきたい。特許に関する英語に強いだけでも良いアピールになる。企業内弁理士、特許事務所、など活用法は様々。自分に合った職場を選びたい。

(2)知的財産検定試験（団体認証資格）

知的財産検定は、知的財産教育協会が運営する知的財産についての知識を問う検定試験で、2004年3月にスタート。まだ資格としての歴史は浅いが、第1回から約1220人の方が受検し、その後も順調に受検者数をのばしている。ビジネスに活かせる資格として当初から注目され、知的財産に関する媒体に限らず、様々な媒体で【役に立つ資格】【将来性のある資格】として取り上げられており、知名度も年々増している。団体受検する企業も、多くの知的財産を抱える大手企業が名を連ね、注目度の高さが伺える。弁理士や企業知財部といった狭義の知財人材に限らない幅広い受験者層を対象とし、知的財産業界において一定の権威を確保したといえる。知的財産に関する資格の代表格である「弁理士」資格は合格率1桁代の超難関資格であり、それゆえ、敷居が高く、これまで知財に関わる資格の勉強として気軽にできるものがなかった。そこで、知的財産検定では1級、準1級、2級、準2級といった形の4段階の級制度をとり、受検生の目的および学習レベルにあわせて受検できる点が大きな特徴である。**2005年度合格率は2級で41%、1級で5%。**

試験：年に2回～3回。1. 特許・実用新案 2. 意匠・商標 3. 著作権・不正競争防止法等の3つのうち1つを選択して受検する。